

## 計量法関係手数料 新旧対照表

計量法関係手数料 【基準器検査】	改正前 (円)	改正後 (R8.4.1施行) (円)
1. 長さ基準器		
タクシーメーター装置検査用基準器	13,400	13,400
2. 質量基準器		
イ. 基準手動天びん (ひょう量が2 t以下であって、目量又は感量がひょう量の四千分の一以上)	4,900	5,280
ロ. 基準台手動はかり (ひょう量が5 t以下のもの)		
ひょう量が1 k g以下のもの	3,350	3,350
ひょう量が10 k g以下のもの	5,300	5,300
ひょう量が50 k g以下のもの	7,800	7,800
ひょう量が200 k g以下のもの	10,500	10,500
ひょう量が500 k g以下のもの	14,000	14,000
ひょう量が500 k gを超えるもの		
14,000円に、500 k gまでを増すごとに6,900円を加えた額。		
ハ. 基準直示天びん (ひょう量が2 t以下であって、目量又は感量がひょう量の四千分の一以上)	7,900	7,900
二. 基準分銅		
(1) 1級基準分銅		
表す質量が200 g以下のもの	3,200	3,200
表す質量が200 gを超えるもの	7,900	7,900
(2) 2級基準分銅		
表す質量が5 k g以下のもの	640	640
表す質量が50 k g以下のもの	780	780
表す質量が50 k gを超えるもの	8,800	8,800
(3) 3級基準分銅		
表す質量が5 k g以下のもの	480	480
表す質量が50 k g以下のもの	650	650
表す質量が50 k gを超えるもの	7,100	7,100
3. 体積基準器		
液体基準タンク (全量千L未満)		
水道メーター又は温水メーター用	34,000	34,000
液体基準タンク (全量25L以下)		
燃料油メーター用	13,600	13,600
二以上のゲージグラスを有する基準タンクにあつては、ゲージグラスが一増すごとに3. に掲げる金額の5割の額を加算するものとする。		